平成２９年（フ）第１１７９号
名古屋市昭和区福江１丁目２番１号　セントラルステージ205号
債務者　岡山　　純
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２９年（フ）第１１８４号
愛知県豊明市西川町長田８番地３　キャッスルにしかわ103号
債務者　野村　哲司
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２９年（フ）第１４７０号
愛知県清須市西枇杷島町花咲84番地　市街地住宅西枇杷島919号、従前の住所島根県出雲市高岡町362番地１　シェアシェードＢ―103
債務者　柳田　　明
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２９年（フ）第１６８号
岡山県井原市木之子町1971番地２
債務者　吉武　孝雄
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
平成２９年（フ）第１７２号
岡山県倉敷市加須山414番地
債務者　小野　竜弥
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
平成２９年（フ）第１０２５号
埼玉県川口市大字芝6939番地の１　グランディールＢ201号
債務者　河野健一郎
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２９年（フ）第１０３８号
埼玉県川口市青木３丁目11番18号　ラフィーネ金杉206号
債務者　髙橋　栄夫
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２９年（フ）第１０９６号
さいたま市北区吉野町１丁目419番地２　レジデンスタケＡ―201
債務者　内藤多美男
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２９年（フ）第１２１３号
さいたま市見沼区春野１丁目６番４―301号
債務者　日髙　知美
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２９年（フ）第１２６６号
埼玉県戸田市笹目５丁目20番地の３　カノンＴ．Ｋ102号室
債務者　廣井さち子（旧姓南）
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２９年（フ）第１２９７号
さいたま市南区沼影１丁目22番13―308号
債務者　川杉　裕司
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２９年（フ）第２７０号
愛知県みよし市三好町東山４番地43　県営東山住宅４棟401号
債務者　山口　茉莉
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
平成２９年（フ）第２８７号
愛知県岡崎市江口２丁目３番地24　コーポ江口　101
債務者　小山田淳子
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
平成２９年（フ）第３３７号
愛知県西尾市吉良町富好新田中川並27番地
市営富好住宅２号
債務者　杉浦　茂子
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
平成２９年（フ）第３５２号
愛知県岡崎市若松町字向山31番地41
債務者　藤原　智行
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
平成２９年（フ）第１１８０号
埼玉県川口市大字安行原2788番地　アメニティＣ102号、旧住所埼玉県川口市東領家２丁目６番４号　小日向方
債務者　根芝　達也
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２９年（フ）第１１９４号
さいたま市桜区田島４丁目26番17―203号
債務者　大塚　知春
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係